

| | | 2/1 | 3/1 | 4/1 | 5/1 | 6/1 | 7/1 | 8/1 | 9/1 |
|--|--|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|-----|
| 【前提】 ・5月1日付で休職。8月1日付で復職(例10、11を除く) ・診断書等の日付は各月1日付 | | | | | | | | | |
| 診断書等の具体例① | | | | | 5月1日付休職 | | | | |
| 例1 休職時点で、3か月就労困難(診断書等では、5月から3か月就労困難な旨記載) | 対象 | | | | △ | | | ◇ | |
| 例2 休職時点で、3か月就労困難(診断書等では、4月から4か月就労困難な旨記載) | 対象 | | | | △ | | | ◇ | |
| 例3 休職時点で、2か月就労困難(診断書等では、5月から2か月就労困難な旨記載) | 対象外 (例5のように新たな診断書等があれば対象となる場合がある) | | | | △ | | | ◇ | |
| 例4 休職時点で、2か月就労困難(診断書等では、4月から3か月就労困難な旨記載) | 対象外 (例5のように新たな診断書等があれば対象となる場合がある) | | | | △ | | | ◇ | |
| 例5 休職時点で、2か月就労困難(診断書等では、5月から2か月就労困難な旨記載)。その後新たに取得した7月1日付の診断書等では7月から1か月就労困難な旨記載 | 対象 ※1 | | | | △ | | | ◇ | |
| 例6 休職時点より3か月前の2月1日付の診断書等に3か月就労困難な旨記載 | 対象外 (例5のように新たな診断書等があれば対象となる場合がある) | | | | △ | | | ◇ | |
| 例7 休職時点より3か月前の2月1日付の診断書等に3か月就労困難な旨記載。その後新たに取得した5月1日付の診断書等では5月から2か月就労困難な旨記載 | 対象外 (さらに新たな診断書等がある場合は対象となる場合がある) | | | | △ | | | ◇ | |
| 例8 休職時点より1か月前の4月1日付の診断書等に2か月就労困難な旨記載。その後新たに取得した7月1日付の診断書等では7月から1か月就労困難な旨記載 | 対象外 (6月が就労困難であったことが証明できれば対象となる場合がある ※2) | | | | △ | | | ◇ | |
| 例9 休職時点より3か月前の2月1日付の診断書等に2か月就労困難な旨記載。その後新たに取得した5月1日付の診断書等では5月から2か月就労困難な旨記載 | 対象外 (例5のように新たな診断書等があれば対象となる場合がある) | | | | △ | | | ◇ | |
| 例10 休職時点で、3か月就労困難(診断書等では、5月から3か月就労困難な旨記載)であったが、診断よりも早期に回復したため、7月1日付けで復職 | 対象外 ※3 | | | | △ | | | ◇ | |
| 例11 休職時点で、3か月就労困難(診断書等では、5月から3か月就労困難な旨記載)。その後、復職が困難と考え、7月1日付で退職 | 対象 | | | | △ | | | ◇ | |

各例は、診断書等における就労困難な旨の記載が月単位で記載されていることを想定した例である。

凡例

- 診断書等で就労困難である旨記載されている期間
- 新たに取得した診断書等で就労困難である旨記載されている期間
- 診断書等での証明が不足している期間

※1 複数の診断書等により、結果的に連続する90日以上就労困難であった場合について
 複数の診断書等により、結果的に連続する90日以上就労困難であったことが明らかになる場合は、家計急変事由に該当するが、休職した時点(この例の場合は5月1日)では、申請はできない。この場合、申請できなかったことはやむを得ない理由があったものとして、家計急変事由の発生日である休職日を申請日とみなして差し支えない。

※2 以前取得した診断書等と、新たに取得した診断書等に記載された就労困難な期間が、連続していない場合について
 例8のように、就労困難な期間が連続していない場合は対象とならないが、別の診断書等を新たに取得して、複数の診断書等により、家計急変事由の発生日から結果的に連続する90日以上就労困難であったことが明らかにできれば対象となる場合がある。
 また、それが対象として認められる場合は、※1のとおり、やむを得ない理由があったものとして、家計急変事由の発生日である休職日を申請日とみなして差し支えない。

※3 診断書等で90日以上就労が困難である旨が記載されていても、その90日間のうちに休職から復職して就労した場合は要件を満たさない(退職して、再就職した場合も同様)。

| | | 4/1 | 5/1 | 6/1 | 7/1 | 8/1 | 9/1 | 10/1 | 11/1 | 12/1 | 1/1 | 2/1 | 3/1 | 4/1 | 5/1 | 6/1 |
|--|---|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----|------|------------|------|-----------|-----------|-----|-----------|-----|-----|
| 診断書等の具体例②(入学前に家計急変事由が発生している例) ※1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 例1 入学の前年度5月1日付で休職。休職時点での診断書等に3か月就労が困難な旨記載あり。以降休職が継続中。 | 対象 | | △ 5月1日付休職 | | | | | | | | | | | ○ 4月1日付入学 | | |
| 例2 入学の前年度5月1日付で休職。休職時点での診断書等に3か月就労が困難な旨記載あり。8月1日付で復職。 | 対象 | | △ 5月1日付休職 | | | ◇ 8月1日付復職 | | | | | | | | ○ 4月1日付入学 | | |
| 例3 入学の前年度5月1日付で休職。休職時点での診断書等に3か月就労が困難な旨記載あり。8月1日付で復職したが、11月1日付で再度休職。この時点での診断書等にも3か月就労が困難な旨記載あり。2月1日付で復職。 | 対象 ※2 | | △ 5月1日付休職 | | | ◇ 8月1日付復職 | | | △ 11月1日付休職 | | ◇ 2月1日付復職 | | | ○ 4月1日付入学 | | |
| 例4 入学の前年度5月1日付で休職。休職時点での診断書等に3か月就労が困難な旨記載あり。8月1日付で復職したが、11月1日付で再度休職。この時点での診断書等にも2か月就労が困難な旨記載あり。1月1日付で復職。 | 対象 ※3 | | △ 5月1日付休職 | | | ◇ 8月1日付復職 | | | △ 11月1日付休職 | | ◇ 1月1日付復職 | | | ○ 4月1日付入学 | | |
| 例5 入学の前年度5月1日付で休職。休職時点での診断書等は取得しておらず、その後も諸事情により取得できない。以降休職が継続中。 | 対象外 (診断書等で3か月就労困難であった旨を、申請時に証明できる場合は対象となる) | | △ 5月1日付休職 | | | | | | | | | | | ○ 4月1日付入学 | | |
| 例6 入学の前年度5月1日付で休職。休職時点での診断書等は取得しておらず、その後も諸事情により取得できない。以降休職が継続中で、負傷・疾病の状態も休職時点から継続している状況であり、12月1日付で改めて現状の診断書等を取得したところ3か月就労が困難な旨記載あり。以降も引き続き休職中。 | 対象 ※4 | | △ 5月1日付休職 | | | | | | | | | | | ○ 4月1日付入学 | | |
| 例7 入学の前年度5月1日付で休職。休職時点での診断書等は取得しておらず、その後も諸事情により取得できない。8月1日付で復職。 | 対象外 (診断書等で3か月就労困難であった旨を、申請時に証明できる場合は対象となる) | | △ 5月1日付休職 | | | ◇ 8月1日付復職 | | | | | | | | ○ 4月1日付入学 | | |
| 例8 入学の前年度2月1日付で休職。休職時点での診断書等に3か月就労が困難な旨記載あり。 | 対象 | | | | | | | | | | | △ 2月1日付休職 | | ○ 4月1日付入学 | | |

各例は、診断書等における就労困難な旨の記載が月単位で記載されていることを想定した例である。

凡例

-  診断書等で就労困難である旨記載されている期間
-  診断書等での証明が不足している期間

※1 家計急変事由が発生してから4か月以上経過している場合は、申請月※の前3か月分の収入状況で推計年収を算出する。4月に申請する場合、例1～7は入学前1～3月分の収入証明書類、例8は2～4月分の収入証明書類で推計年収を算出する。※すでに通常の就学支援金の受給権者で、月の初日より後に申請している場合は、その翌月。

※2 入学前に発生した家計急変事由が複数ある場合、基本的には直近に発生した方を家計急変事由として申請する。

※3 この場合、11月1日付の休職は就労困難な期間が90日以上ないが、5月1日付の休職は90日以上あるため、こちらを家計急変事由として申請する。

※4 原則、離職または休職し、その後就労困難な期間が90日以上である診断書等が必要であるものの、何らかの理由で当時の状況を証明する診断書等が入手できない場合で、同じ負傷・疾病を理由として引き続き離職・休職中の場合は、新たに、離職・休職時点が含まれない、それ以降の期間の診断書等を取得することで、疾病・負傷により90日以上就労困難である旨が明らかにできれば対象として差し支えない。但し、家計急変事由の発生日は離職・休職日ではなく、新たな診断書等の日付とする。